



ドローン活用の注意点

ドローンを活用してビジネスを効率化(3)

中小企業活力向上オンラインセミナー
運営管理分野

中小企業活力向上プロジェクト実行委員会事務局



ドローンの総理官邸墜落事件

- 2015年4月22日に総理大臣官邸屋上にドローンが落下した
- この事件を契機にドローンの法整備が進んだ



写真提供元：クリエイティブ・コモンズ
<https://commons.wikimedia.org/w/index.php?curid=3206854>



ドローンに関する法律

- ドローンを飛行させるときは飛行ルールにのっとって運用が必要
- 200g未満の重量(機体本体の重量とバッテリーの重量の合計)のものを除く



ドローンの飛行に許可が必要となる空域

- 空港等の周辺の空域
- 地表又は水面から150m以上の高さの空域
- 平成27年の国勢調査の結果による人口集中地区の上空



飛行させるときに守ることが必要なルール

1. 日中(日出から日没まで)に飛行させること
2. 目視(直接肉眼による)範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
3. 人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車など)との間に30m以上の距離を保って飛行させること
4. 祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと
5. 爆発物など危険物を輸送しないこと
6. 無人航空機から物を投下しないこと



ルール外で飛ばすことが必要な場合

- 地方航空局長の許可や承認が必要
- 申請書は飛行開始予定日の少なくとも10開庁日前までに、申請内容に応じて、地方航空局又は空港事務所あてに不備等がない状態で提出





新規事業参入には是非専門家の活用を

ご利用は
無料です

企業診断
・ 経営相談

中小企業活力向上プロジェクト

東京都内の商工会・商工会議所の経営指導員と中小企業診断士が貴社をお訪ねし、企業診断を行ったうえで経営力向上のためのアドバイスをさせていただきます。



詳しくは
こちらから

